

芸術文化観光専門職大学 実習支援センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学生が安心かつ円滑に、学修効果の高い臨地実務実習（以下「実習」という。）を遂行できることを目的に設置する実習支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 実習施設の開拓及び確保に関する事項
- (2) 実習に関する研修会に関する事項
- (3) 実習先の選定に関する事項
- (4) 実習計画の立案に関する事項
- (5) 実習期間中の進行管理に関する事項
- (6) 実習マニュアルの作成及び見直しに関する事項
- (7) 事前学習（学内オリエンテーション）及び事後学習（報告会）に関する事項
- (8) 緊急時等の対応に関する事項
- (9) 実習に関する学修相談及び教育補助に関する事項
- (10) その他、実習に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、実習支援センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教育企画部学務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。